

○和歌山市中央卸売市場業務条例施行規則

昭和49年4月18日

規則第18号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者（第5条の2—第16条）

第2節 仲卸業者（第17条—第28条）

第3節 売買参加者（第29条—第36条）

第4節 総合食品センター事業者（第37条—第42条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第43条—第76条）

第4章 卸売の業務に関する品質管理（第76条の2）

第5章 市場施設の使用（第77条—第87条）

第6章 監督（第88条・第88条の2）

第7章 雑則（第89条—第92条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、和歌山市中央卸売市場業務条例（昭和49年条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条及び第3条 削除

（休業承認手続等）

第4条 卸売業者、仲卸業者又は総合食品センター事業者は、開業日に休業しようとするときは、あらかじめ休業承認申請書（第1号様式）を市長に提出してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請を行う事業者は、同項の承認があつたときは、速やかにその旨を業務上必要と認める者に通知しなければならない。

（卸売業者の販売開始時刻）

第5条 卸売業者の販売開始時刻は、電鈴、サイレン又は振鈴をもつて知らせる。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

（卸売業者の許可申請等）

第5条の2 条例第7条第3項に規定する許可申請書は、卸売業務許可申請書（第1号様式の2）によるものとする。

2 条例第7条第3項の規定による許可申請書の提出に際しては、当該申請書に次に掲げる書類

を添付しなければならない。

(1) 定款

(2) 登記事項証明書

(3) 役員の履歴書及び市町村長の発行する身分証明書

(4) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面

(5) 最近2年間における事業報告書

(6) 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書

(7) 申請者が他の法人に対する支配関係（他の法人に対する関係で、次に掲げるものをいう。

以下同じ。）を持っているときは、その法人の名称、住所、事業内容並びに直近事業年度の資本金、売上高、純利益（損失）額及び純資産額を記載した書面

ア 申請者がその法人の総株主等の議決権の2分の1以上に相当する議決権を有する関係

イ 申請者の営む卸売の業務に従事している者又は従事していた者が役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過半数を占める関係

ウ 申請者がその法人の総株主等の議決権の100分の10以上に相当する議決権を有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持する関係

(8) 申請者が条例第7条第4項第3号及び第5号から第7号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

(9) 納税証明書

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 条例第7条第4項第8号の規則で定める最高限度の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 青果部 2

(2) 水産物部 1

（卸売業務許可書の交付）

第5条の3 市長は、卸売の業務の許可をしたときは、卸売業務許可書（第1号様式の3）を当該卸売業者に交付する。

（卸売業者の保証金の額）

第6条 条例第9条第1項の規定により卸売業者が預託する保証金の額は、次の表に掲げるとおりとする。

取扱品目の部類	卸売金額	保証金額
青果部	50億円未満	200万円
水産物部	50億円以上100億円未満	400万円
	100億円以上200億円未満	800万円

	200億円以上	1,200万円
--	---------	---------

2 前項の表に規定する卸売金額は、当該年度の開始日前1年間の卸売の金額（条例第7条第1項の許可を受けてその業務を開始後1年を経過しない者については、業務開始後1年間の卸売の予定金額）とする。

（保証金に充てることができる証券の種類及びその価額）

第6条の2 条例第9条第2項の規則で定める有価証券及び同条第3項の規則で定める有価証券の価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- （1）国債証券 額面金額に相当する額
- （2）地方債証券 額面金額に相当する額
- （3）日本銀行が発行する出資証券 額面金額の100分の90に相当する額
- （4）特別の法律により法人が発行する債券 額面金額の100分の90に相当する額

（卸売業者の業務開始等の届出事項）

第6条の3 条例第12条の3第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）名称又は住所の変更
- （2）定款、資本金若しくは出資の額又は役員の変更
- （3）卸売業者（その役員を含む。）が、再生手続、会社更生手続及び破産手続開始の決定を受けたとき。
- （4）卸売業者（その役員を含む。）が起訴されたとき若しくは禁錮以上の刑に処せられることとなつたとき又はその職務若しくは業務に関して訴訟の当事者となつたとき若しくはその判決があつたとき。

（卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請）

第6条の4 条例第12条の4第3項に規定する認可申請書は、卸売業者事業譲渡し・譲受け認可申請書（第1号様式の4）又は卸売業者法人合併認可申請書（第1号様式の5）若しくは卸売業者法人分割認可申請書（第1号様式の6）によるものとする。

2 前項の事業譲渡し・譲受け認可申請書の提出に際しては、当該申請書に第5条の2第2項各号に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写しを添付しなければならない。

3 第1項の卸売業者法人合併認可申請書の提出に際しては、第5条の2第2項各号に掲げる書類及び合併に係る契約書の写しを添付しなければならない。

4 第1項の卸売業者法人分割認可申請書の提出に際しては、申請者及び分割により市場における卸売の業務を承継する法人についての第5条の2第2項各号に掲げる書類並びに分割に係る契約書又は計画書の写しを添付しなければならない。

（卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可書の交付）

第6条の5 市長は、条例第12条の4第1項又は第2項に規定する認可をしたときは、当該譲

渡人及び譲受人又は合併若しくは分割の当事者に対し、卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け認可書又は卸売業者の（合併・分割）認可書を交付するものとする。

（事業報告書の作成等）

第6条の6 卸売業者は、条例第12条の5の事業報告書を事業年度ごとに、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）別記様式第2号により作成し、当該事業年度経過後90日以内に、市長に提出しなければならない。

2 条例第12条の5の規定による事業報告書の閲覧は、インターネットの利用又は事務所における備置きによりさせなければならない。

3 条例第12条の5の規則で定める財務に関する情報は、貸借対照表及び損益計算書とする。

4 条例第12条の5の規則で定める正当な理由がある場合は、次のとおりとする。

（1）当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合

（2）安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合

（3）同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

（せり人の登録申請）

第7条 条例第13条第2項に規定する登録申請書は、せり人登録申請書（第2号様式）によるものとする。

2 条例第13条第3項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

（1）登録を受けようとするせり人の履歴書

（2）登録を受けようとするせり人の住民票の写し

（3）登録を受けようとするせり人の市町村長の発行する身分証明書

（4）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 条例第13条第4項のせり人の登録は、せり人登録申請書を受理した日から30日以内に、せり人登録簿に次に掲げる事項を登載することにより行うものとする。

（1）せり人の氏名及び住所

（2）登録年月日

（3）登録番号

4 市長は、条例第13条第4項のせり人を登録したときは、速やかに、その旨を登録申請者に通知するとともに、登録を受けたせり人に対し、せり人登録証（第3号様式）及びせり人であることを判別するための記章（図第1号。以下「記章」という。）を交付するものとする。

5 卸売業者は、登録を受けたせり人の登録内容に変更が生じたときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

（登録証の携帯）

第7条の2 セリ人は、卸売のために従事するときは、せり人登録証を携帯し、本市が定める帽子（図第2号）及び記章を着用しなければならない。

（実費額の徴収）

第7条の3 第7条第4項の規定による記章の交付については、その実費額を徴収するものとする。

（登録証等の再交付）

第8条 セリ人は、交付を受けた登録証又は記章を紛失し、又は損傷したときは、すみやかに市長に申し出て登録証等の再交付を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定により記章を再交付した場合について準用する。

第9条 削除

（せり人の解雇等）

第10条 卸売業者は、せり人を解雇したとき又はせり人が死亡したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（卸売業者の欠格条項該当の届出等）

第11条 卸売業者は、条例第7条第4項に該当するとき及びせり人が条例第13条第5項第1号、第2号、第4号又は第5号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 卸売業者でなくなつた者は、交付された卸売業務許可書を遅滞なく市長に返還しなければならない。

3 セリ人の登録の消除を受けた者は、せり人登録証及び記章を遅滞なく市長に返還しなければならない。

第12条から第14条まで 削除

（残高試算表の提出）

第15条 市長は、卸売業者に対し、指定した月の末日現在における合計残高試算表を作成させ、提出させることができる。

第16条 削除

第2節 仲卸業者

（仲卸業務の許可申請等）

第17条 条例第19条第3項に規定する許可申請書は、仲卸業務許可申請書（第5号様式）によるものとする。

2 前項の許可申請書の提出に際しては、当該申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）法人の場合

ア 定款

イ 登記事項証明書

ウ 役員の履歴書及び市町村長の発行する身分証明書

エ 事業報告書及び事業計画書

オ 貸借対照表及び損益計算書

カ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその株数又は出資額を記載した書面

キ 欠格条項に該当しない旨の誓約書

ク 納税証明書

ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 個人の場合

ア 履歴書及び市町村長の発行する身分証明書

イ 住民票の写し

ウ 事業実績及び事業計画書

エ 資産調書

オ 欠格条項に該当しない旨の誓約書

カ 納税証明書

キ その他市長が必要と認める書類

3 条例第19条第4項第5号に規定する市長の承認は、利害関係者から意見を聴取し、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を阻害しないと判断した場合に行うものとする。

4 条例第19条第4項第9号の規則で定める最高限度の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 青果部 53

(2) 水産物部 40

(仲卸業務許可書の交付)

第18条 市長は、当該仲卸業者に仲卸業務の許可をしたときは、仲卸業務許可書（第6号様式）を交付する。

(仲卸業者の保証金の額)

第19条 条例第21条第1項の規定による仲卸業者の預託すべき保証金の額は、仲卸業者市場使用料（うち、仲卸売場面積を基に算出する部分に係る額に限る。）その他の条例第62条第1項により指定を受けた市場施設の使用料の月額額の3倍とする。

2 第6条の2の規定は、前項の保証金について準用する。

(仲卸業者のせり参加人の承認)

第20条 仲卸業者は、市場において卸売業者の行う卸売に参加させる者（以下「せり参加人」という。）について市長の承認を受けなければならない。

2 仲卸業者は、前項の承認を受けようとするときは、せり参加人承認申請書（第7号様式）にせり参加人の履歴書、住民票の写し、市町村長の発行する身分証明書その他市長が必要と認める書類を添付して市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の承認の申請があつた場合において、その申請に係るせり参加人が次の各号のいずれかに該当するとき又は承認申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、これを承認しないものとする。

（1）年齢18歳未満の者であるとき。

（2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

（3）卸売業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人である者であるとき（市長が利害関係者から意見を聴取し、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を阻害しないと判断して承認した場合を除く。）。

（4）青果物又は水産物の取扱業務について1年以上の経験を有しないとき。

（5）暴力団員等又は暴力団関係者等であるとき。

（せり参加人の承認の取消し）

第21条 市長は、前条第1項の承認を受けたせり参加人が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すものとする。

（1）せり参加人が前条第3項第2号、第3号若しくは第5号のいずれかに該当することとなつたとき。

（2）仲卸業者が当該せり参加人の承認の取消しを申し出たとき。

（仲卸業者等の帽子及び記章）

第22条 仲卸業者及びそのせり参加人は、市場内においては、本市が定める帽子及び本市が付する記章を着用しなければならない。

2 前項の帽子及び記章は、図第2号及び図第3号のとおりとする。

3 第7条の3及び第8条の規定は、第1項の記章について準用する。

（仲卸業者の欠格条項該当の届出等）

第23条 仲卸業者は、条例第19条第4項第1号、第2号又は第5号から第8号までのいずれかに該当するに至つたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 仲卸業者でなくなつた者は、交付された仲卸業務許可書及び記章を遅滞なく市長に返還しなければならない。

（仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請）

第24条 条例第23条第3項に規定する認可申請書は、仲卸業者事業譲渡し譲受け認可申請書（第8号様式）並びに仲卸業者法人合併認可申請書（第9号様式）及び仲卸業者法人分割認可申請書（第9号様式の2）によるものとする。

2 前項の事業譲渡し・譲受け認可申請書の提出に際しては、当該申請書に第17条第2項各号

に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写しを添付しなければならない。

3 第1項の法人合併認可申請書の提出に際しては、第17条第2項各号に掲げる書類及び合併に係る契約書の写しを添付しなければならない。

4 第1項の法人分割認可申請書の提出に際しては、第17条第2項各号に掲げる書類及び分割に係る契約書又は計画書の写しを添付しなければならない。

(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併又は分割の認可書の交付)

第24条の2 市長は、条例第23条第1項又は第2項に規定する認可をしたときは、当該譲渡人及び譲受人又は合併若しくは分割の当事者に対し、仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け認可書又は仲卸業者の(合併・分割)認可書を交付するものとする。

(相続の認可申請)

第25条 条例第24条第4項に規定する認可申請書は、仲卸業務相続認可申請書(第10号様式)によるものとする。

2 前項の認可申請書の提出に際しては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者と被相続人との続柄を証する書面及び当該仲卸の業務を申請者が引続き営むことに対する申請者以外の相続人の同意書の写し

(2) 申請者(その者に法定代理人があるときは、その者及びその法定代理人)の戸籍抄本、住民票の写し、履歴書、市町村長の発行する身分証明書、印鑑登録証明書及び欠格条項に該当しない旨の誓約書

(3) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(仲卸業者の相続の認可書の交付)

第25条の2 市長は、条例第24条第1項の規定により相続の認可をしたときは、当該申請者に対し、仲卸業務相続認可書を交付するものとする。

(仲卸業者の業務開始等の届出事項)

第26条 条例第25条第1項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 氏名若しくは名称又は住所の変更

(2) 商号の変更

(3) 法人である場合にあつては、定款、資本金若しくは出資の額又は役員の変更

(4) 破産手続開始の決定を受けたとき又は禁錮以上の刑に処せられることとなつたとき。

(事業報告書)

第27条 条例第26条に規定する事業報告書(第11号様式)は、事業年度ごとに作成し、市長の指定する期間内に提出しなければならない。

(月間売上高報告書)

第28条 仲卸業者は、毎月10日までに前月に販売した物品について、仲卸業者月間売上高報告書(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

第3節 売買参加者

(売買参加者の承認申請)

第29条 条例第27条第3項に規定する承認申請書は、売買参加者承認申請書（第13号様式）によるものとする。

2 前項の承認申請書の提出に際しては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法人の場合

- ア 定款
- イ 登記事項証明書
- ウ 役員の履歴書及び市町村長の発行する身分証明書
- エ 貸借対照表及び損益計算書
- オ 欠格条項に該当しない旨の誓約書
- カ 納税証明書
- キ その他市長が必要と認める書類

(2) 個人の場合

- ア 履歴書及び市町村長の発行する身分証明書
- イ 住民票の写し
- ウ 資産調書
- エ 納税証明書
- オ 欠格条項に該当しない旨の誓約書
- カ その他市長が必要と認める書類

3 第17条第3項の規定は、条例第27条第4項第3号に規定する市長の承認に準用する。

(売買参加者承認書の交付)

第30条 市長は、前条の承認申請書に基づいて売買参加者であることを承認したときは、売買参加者承認書（第14号様式）を交付する。

(承認の有効期間)

第31条 条例第27条第1項の規定による売買参加者の承認の有効期間は、その承認の日から起算して3年とする。

(承認の更新)

第32条 売買参加者は、前条の規定によるその有効期間満了の日後も引続き卸売業者から卸売を受けようとするときは、当該有効期間満了日の30日前までに市長に申請して承認の更新を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の有効期間について準用する。

(売買参加者のせり参加人の承認)

第33条 売買参加者は、せり参加人について市長の承認を受けなければならない。

- 2 第20条第2項及び第3項並びに第21条の規定は、前項のせり参加人について準用する。
この場合において、第20条第2項及び第21条第2号中「仲卸業者」とあるのは「売買参加者」と、第20条第3項第3号中「売買参加者」とあるのは「仲卸業者」と読み替えるものとする。

(売買参加者等の帽子及び記章)

第34条 売買参加者及びそのせり参加人は、市場内においては、本市が定める帽子及び本市が交付する記章を着用しなければならない。

- 2 前項の帽子及び記章は、図第2号及び図第4号のとおりとする。

- 3 第7条の3及び第8条の規定は、第1項の記章について準用する。

(売買参加者の欠格条項該当の届出)

第35条 売買参加者は、条例第27条第4項第1号、第3号、第5号又は第6号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 売買参加者でなくなつた者は、交付された売買参加者承認書及び記章を遅滞なく市長に返還しなければならない。

第36条 削除

第4節 総合食品センター事業者

(総合食品センター事業の種類)

第37条 条例第30条第1項第1号に規定する規則で定める食料品等の卸売を行う者は、条例第4条各号に規定する主たる取扱品目以外の食料品等を主たる取扱品目として卸売を行う者とする。

- 2 条例第30条第1項第1号に規定する規則で定める業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総合食品センター事業者が加工し、又は調製した物品の卸売業
- (2) 市内の生産者による自己の生産に係る青果物の販売業
- (3) その他市場機能の充実に資するものとして市長が認める業務

- 3 条例第30条第1項第2号に規定する規則で定める業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 金融業（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）に規定する者が営むものに限る。）
- (2) 日用品販売業
- (3) 雑貨品販売業
- (4) 車両、備品等の修理又は販売業
- (5) その他市場の利用者に便益を提供するものとして市長が認める業務

(総合食品センター事業者の許可申請)

第38条 条例第30条第2項に規定する許可申請書は、総合食品センター事業者許可申請書（第15号様式）によるものとする。

2 前項の許可申請書の提出に際しては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法人の場合

- ア 定款
- イ 登記事項証明書
- ウ 役員の履歴書及び市町村長の発行する身分証明書
- エ 貸借対照表及び損益計算書
- オ 欠格条項に該当しない旨の誓約書
- カ 納税証明書
- キ その他市長が必要と認める書類

(2) 個人の場合

- ア 履歴書及び市町村長の発行する身分証明書
- イ 住民票の写し
- ウ 資産調書
- エ 納税証明書
- オ 欠格条項に該当しない旨の誓約書
- カ その他市長が必要と認める書類

(総合食品センター事業者許可書の交付)

第39条 市長は、条例第30条第1項の規定により、総合食品センター事業者として許可したときは、総合食品センター事業者許可書（第16号様式）を交付する。

(総合食品センター事業者の保証金の額)

第40条 条例第32条第3項の規定による総合食品センター事業者の預託すべき保証金の額は、総合食品センター事業者市場使用料その他の条例第62条第1項の規定により指定を受けた市場施設の使用料の月額額の3倍とする。

2 第6条の2の規定は、前項の保証金について準用する。

(総合食品センター事業者の欠格条項該当の届出等)

第41条 総合食品センター事業者は、条例第31条第1項第1号、第2号、第5号又は第6号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 総合食品センター事業者でなくなつた者は、交付された総合食品センター事業者許可書を遅滞なく市長に返還しなければならない。

(事業報告)

第42条 総合食品センター事業者は、毎月10日までに前月中の事業実績について、総合食品センター事業者月間事業報告書（第17号様式）を市長に提出しなければならない。

第3章 売買取引及び決済の方法

(物品の即日販売)

第43条 卸売業者は、せり売又は入札の方法により卸売できるときまでに受領した受託物品は、当日中に販売しなければならない。ただし、委託者の指示その他特別の理由がある場合は、この限りでない。

（物品の上場順位）

第44条 物品のせり売又は入札の方法による卸売を行う場合の上場（物品を卸売の対象とすることをいう。以下同じ。）順位は、その物品の市場到着順とする。ただし、受託契約約款に特別の規定がある場合は、この限りでない。

2 同一品目に属する受託物品と買付物品とが同時に到着したときは、前項の上場順位については、受託物品を先に上場しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず卸売業者は、相当の理由があるときは、上場順位を変更することができる。

（現品又は見本の提示の原則）

第45条 売買取引は、現品又は見本をもつてしなければならない。ただし、これと異なる取引慣習があるときは、この限りでない。

（取引物品の下見）

第46条 卸売業者は、市場内において売買取引をしようとするときは、その販売開始前に売買に参加する者に当該物品を下見させなければならない。ただし、相対取引の方法による場合は、この限りでない。

（せり売りの方法）

第47条 せり売は、せり人がその販売物品について、品名、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を買受人に示した後でなければ開始することができない。

2 せり落しは、せり人が最高申込価格を3回呼び上げたときこれを決定し、その申込書をせり落し人とする。ただし、指値のある物品については、最高申込価格が当該指値に達しないときは、この限りではない。

3 前項の呼び上げ回数は、状況に応じてこれを減ずることができる。

4 最高価格の申込者が2人以上あるときは、抽選その他適当な方法でせり落し人を決定しなければならない。

5 せり落し人が決定したときは、せり人は直ちにせり落し価格及びせり落し人の氏名、商号又は番号を呼び上げなければならない。

（入札売りの方法）

第48条 入札売りは、卸売業者がその販売物品について、品名、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を買受人に示した後入札人が入札書（第18号様式）により行わなければならない。

2 卸売業者は、入札終了後直ちにこれを開札しなければならない。

3 最高入札価格の入札人を落札人とする。ただし、その物品に指値がある場合に最高入札価格が当該指値に達しないときは、この限りでない。

4 前条第4項及び第5項の規定は、入札売りに準用する。

(入札の無効)

第49条 次の各号の1に該当する入札は、無効とする。

(1) 入札人が誰であることを確認できないとき。

(2) 入札金額その他指定記載事項が不明であるとき。

(3) 入札に際し不正又は不当な行為があつたとき。

(4) 同一人が2通以上の入札書を提出したとき。

(5) 入札人がその入札に関し条例又はこの規則若しくはこれらに基づいて行ふ指示に違反したとき。

2 前項の場合には、卸売業者は、開札の際にその理由を明示し、当該入札は、無効である旨を知らせなければならない。

(異議の申立て)

第50条 せり売り又は入札に参加した者は、そのせり落し又は落札の決定について異議があるときは、直ちにその旨を市長に申し立てることができる。

2 市長は、前項に規定する申立てについて正当な理由があると認めるときは、せり直し又は再入札を命ずることができる。

(売買取引の単位)

第51条 売買取引の単位は、重量による。ただし、重量によることが困難であると認められるときは、重量以外の単位によることができる。

(指値その他の条件の届出)

第52条 卸売業者は、受託物品に指値その他の条件がある場合は、上場の際その旨を買受人に示さなければならない。

2 卸売業者は、前項に規定する処置を行わなかつたときは、その値段その他の条件を持つて買受人に対抗することができない。

(指値等のある未販売受託物品の処置)

第53条 卸売業者は、指値等のある受託物品で相当の期間内に販売することができないものがあるときは、その旨を委託者又はその代理人に通知し、その指示を受けなければならない。ただし、卸売業者において直ちに販売しなければ委託者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その条件がなかつたものとしてこれを販売することができる。

第54条 削除

(売買取引の方法)

第55条 条例第36条第2項の規定による承認を受けて販売しようとするときは、卸売業者は、

その販売開始時刻前までに当該物品に適当な標識を付けなければならない。

2 条例第36条第2項の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害が発生した場合
- (2) 入荷が遅延した場合
- (3) 卸売の相手方が少数である場合
- (4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合
- (5) 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合
- (6) 緊急に出港する船舶に物品を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により通常
の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合

3 条例第36条第3項の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自然災害の発生、自動車交通の渋滞その他の事情により入荷量が一時的に著しく減少し、
市場の取引に支障を生ずるおそれがある場合
- (2) 特定の産地に係る風評の被害の発生等により他の産地から出荷された物品に対する需要が
一時的に著しく増加した場合その他市場における特定の物品に対する需要が一時的に著しく
増大し、市場の取引に支障を生ずるおそれがある場合

4 条例第36条第5項の規則で定める方法は、インターネットの利用又は卸売場の見やすい場
所における掲示とする。

(相対取引の場合による承認申請)

第56条 条例第37条に規定する承認申請書は、相対取引承認申請書(第22号様式)による
ものとする。

(受託拒否の正当な理由)

第57条 条例第39条の2の規則で定める正当な理由がある場合は、次のとおりとする。

- (1) 販売の委託の申込みがあつた生鮮食料品等が食品衛生上有害である場合
- (2) 販売の委託の申込みがあつた生鮮食料品等が当該市場において過去に全て残品となり販売
に至らなかつた生鮮食料品等と品質が同程度であると市長が認める場合
- (3) 卸売場、倉庫その他の卸売業者が当該市場における卸売の業務のために使用する施設の受
入能力を超える場合
- (4) 販売の委託の申込みがあつた生鮮食料品等に関し、法令に違反し、若しくは公益に反する
行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があつた場合
- (5) 販売の委託の申込みが条例第54条の2の規定により卸売業者が公表した売買取引の条件
に基づかない場合
- (6) 販売の委託の申込みが当該市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明
白である場合

(7) 販売の委託の申込みが次に掲げる者から行われたものである場合

ア 暴力団員等

イ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者

ウ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する販売の届出)

第58条 条例第40条に規定する届出は、仲卸業者等以外の者に対する販売結果届出書(第24号様式)によるものとする。

第59条 削除

(市場外にある物品の卸売の届出)

第60条 条例第42条に規定する届出は、市場外物品卸売届出書(第28号様式)によるものとする。

第61条及び第62条 削除

(受託物品等の確認)

第63条 卸売業者が条例第46条第1項の規定による確認を受けようとするときは、受託物品確認申請書(第33号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の確認は、その対象となる物品のある場所において卸売業者立会いの上当該物品の容器の完否、荷造の状態、個数、内容、実量、鮮度及び品質等について行う。

3 市長は、前項の確認を終了したときは、受託物品確認証(第34号様式)を交付する。

4 卸売業者が条例第46条第2項の規定により報告をしようとするときは、電子商取引受託物品確認報告書(第34号様式の2)を市長に提出しなければならない。

5 前項の報告書の提出があったときは、その物品の写真、画像等により卸売業者立会いの上当該物品の種類、数量、等級、品質等について確認する。

6 市長は、前項の確認を終了したときは、電子商取引受託物品確認証(第34号様式の3)を交付する。

(販売原票の作成)

第64条 卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、直ちに品目、等級、単価及び数量その他市長が定める事項を記載した販売原票を作成し、販売原票記載の情報を電子情報処理組織(本市の使用に係る電子計算機と本市に対して通知をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して市長に通知しなければならない。

第65条から第67条まで 削除

(委託販売の届出)

第68条 条例第48条に規定する届出は、市場外委託物品販売結果届出書(第38号様式)により、毎月行うものとする。

(卸売業者以外の者からの買入れ販売の届出)

第68条の2 条例第49条に規定する届出は、市場外買付物品販売結果届出書（第39号様式）により、毎月行うものとする。

（売買取引の結果等の報告）

第69条 卸売業者は、条例第52条第1項の規定により、毎開場日、販売開始時刻の30分前までの市長が指定する時刻までに次に掲げる方法により卸売予定数量等報告書（第40号様式）又は同様式に記載する情報の電磁的記録を作成し、市長に報告しなければならない。

（1）主要な産地と併せて行うこと。

（2）次に掲げる区分ごとに行うこと。

ア セリ売又は入札の方法による卸売（ウ又はエに掲げるものを除く。）

イ 相対による取引の方法による卸売（ウ又はエに掲げるものを除く。）

ウ 仲卸業者及び売買参加者以外の買受人に対する卸売

エ 卸売市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売

2 卸売業者は、条例第52条第2項の規定により毎開場日の午前11時35分までに次に掲げる方法により取扱高報告書（日報）（第41号様式）又は同様式に記載する情報の電磁的記録を作成し、市長に報告しなければならない。

（1）主要な産地と併せて行うこと。

（2）売買取引の方法ごとに、価格を高値（最も高い価格をいう。以下同じ。）、中値（最も卸売の数量が多い価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、加重平均価格をいう。以下同じ。）及び安値（中値未満の価格のうち、最も卸売の数量が多い価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、最も低い価格をいう。以下同じ。）に区分して行うこと。

（3）次に掲げる区分ごとに行うこと。

ア セリ売又は入札の方法による卸売（ウ又はエに掲げるものを除く。）

イ 相対による取引の方法による卸売（ウ又はエに掲げるものを除く。）

ウ 仲卸業者及び売買参加者以外の買受人に対する卸売

エ 卸売市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売

（卸売業者による売買取引の結果等の公表）

第69条の2 条例第53条第1項の規定による卸売予定数量の公表は、次に掲げる方法により、販売開始時刻の20分前までに、インターネットを利用し、又は卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。

（1）主要な産地と併せて公表すること。

（2）次に掲げる区分ごとに行うこと。

ア セリ売又は入札の方法による卸売（ウ又はエに掲げるものを除く。）

イ 相対による取引の方法による卸売（ウ又はエに掲げるものを除く。）

ウ 仲卸業者及び売買参加者以外の買受人に対する卸売

エ 卸売市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売

2 条例第53条第2項の規定による卸売の数量及び卸売価格の公表は、次に掲げる方法により、卸売が終了した後、毎開場日の午後0時10分までに、インターネットを利用し、又は卸売場の見やすい場所に掲示して行うものとする。

(1) 価格を高値、中値及び安値に区分して行うこと。

(2) 次に掲げる区分ごとに行うこと。

ア せり売又は入札の方法による卸売（ウ又はエに掲げるものを除く。）

イ 相対による取引の方法による卸売（ウ又はエに掲げるものを除く。）

ウ 仲卸業者及び売買参加者以外の買受人に対する卸売

エ 卸売市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売

3 条例第53条第3項の規定による受領額及び交付額の公表は、インターネットを利用し、又は卸売場の見やすい場所に掲示して行うものとする。

（開設者による売買取引の結果等の公表）

第70条 条例第54条第1項の規定による公表は、第69条第1項の報告に基づき、主要な産地並びに前日の主要な品目の卸売の数量及び価格と併せて、毎開場日、販売開始時刻の20分前までに、インターネットを利用し、又は市場内の掲示板に掲示して行うものとする。

2 条例第54条第2項の規定による公表は、第69条第2項の報告に基づき、売買取引の方法ごとに、価格を高値、中値及び安値に区分して、毎開場日の午後0時10分までに和歌山市中央卸売市場日報（第43号様式）を作成し、インターネットを利用し、又は市場内の掲示板に掲示して行うものとする。

（売買取引の条件の公表）

第71条 条例第54条の2に規定する公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用又は市場内の見やすい場所に掲示して行わなければならない。

(1) 営業日及び営業時間

(2) 取扱品目

(3) 生鮮食料品等の引渡しの方法

(4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

(5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法（条例第55条各項に定められた決済の方法に則したものに限る。）

(6) 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

（売買取引の支払方法）

第 7 1 条の 2 条例第 5 5 条第 2 項に規定する送金は、預金口座又は貯金口座への振込みとする。
(委託手数料の率の届出等)

第 7 2 条 条例第 5 6 条第 2 項に規定する届出は、委託手数料率届出書（第 4 4 号様式）によるものとする。

2 前項の委託手数料率届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 市長の指定する事業年度の決算見込書及び当該事業年度の前 2 事業年度分の事業報告書(法第 2 8 条に規定する事業報告書をいう。)

(2) 届出に係る委託手数料の率を適用した場合の収益計画、集荷計画等を記載した当該適用後 2 事業年度分の事業計画書、予定貸借対照表及び予定損益計算書

(3) その他市長が指定する書類

(前渡金等の報告)

第 7 3 条 条例第 5 7 条第 1 項に規定する報告は、売買仕切金前渡し等報告書（第 4 5 号様式）によるものとする。

2 条例第 5 8 条第 1 項に規定する報告は、出荷奨励金交付報告書（第 4 6 号様式）によるものとする。

第 7 4 条 削除

(卸売後の物品の確認)

第 7 5 条 卸売業者が条例第 6 0 条の規定による確認を受けようとするときは、申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の確認は、卸売業者が卸売代金の変更をしようとする場合に、卸売をした物品が次の各号のいずれかに該当することについて行う。

(1) 市場取引の経験から予見できない瑕疵があつて見本と現品の内容が著しく相違しているとき。

(2) 委託者が故意又は過失により粗悪品を混入し、選別不充分と認められるとき。

(3) 表示された量目と内容が著しく相違しているとき。

(4) せり人の故意又は過失により見本と現品の内容が著しく相違しているとき。

3 市長は、前項の確認を終了したときは、証明書を交付する。

(完納奨励金の報告)

第 7 6 条 条例第 6 1 条第 1 項に規定する報告は、完納奨励金交付報告書（第 4 8 号様式）によるものとする。

第 4 章 卸売の業務に関する品質管理

(物品の品質管理の責任者等)

第 7 6 条の 2 条例第 6 1 条の 2 第 1 項に規定する品質管理の責任者を定め、又は変更する場合の届出は、卸売業者品質管理責任者届出書（第 4 8 号様式の 2）によるものとする。

- 2 条例第61条の2第2項に規定する品質管理の責任者を定める場合の届出は、仲卸業者品質管理責任者届出書（第48号様式の3）によるものとする。
- 3 卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び食品を取り扱う総合食品センター事業者は、物品の品質管理の徹底に努めるものとする。

第5章 市場施設の使用

（市場施設の使用申請等）

第77条 条例第62条第1項又は第2項の規定による市場施設の使用指定又は許可を受けようとする者は、市場施設使用指定（許可）申請書（第49号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 条例第62条第2項の規定による市場施設の使用許可を受けようとする者は、前項の市場施設使用指定（許可）申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）法人の場合

- ア 定款
- イ 登記事項証明書
- ウ 納税証明書
- エ 直近の事業年度の事業報告書（指定又は許可を受けようとする者が事業の開始後1年を経過していないものである場合にあっては、申請の日を含む事業年度の事業計画書）
- オ 欠格条項に該当しない旨の誓約書
- カ その他市長が必要と認める書類

（2）個人の場合

- ア 履歴書
- イ 住民票の写し
- ウ 納税証明書
- エ 直近の事業年度の事業報告書（指定又は許可を受けようとする者が事業の開始後1年を経過していないものである場合にあっては、申請の日を含む事業年度の事業計画書）
- オ 欠格条項に該当しない旨の誓約書
- カ その他市長が必要と認める書類

- 3 市長は、市場施設の使用を指定又は許可した後においても、必要があると認めるときは、その内容の一部を変更することができる。

第78条 削除

（市場施設の変更申請）

第79条 条例第64条第1項に規定する市長の承認（以下「変更承認」という。）を受けようとする者は、市場施設変更工事承認申請書（第50号様式）に設計図面及び費用見積書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市場施設備付け以外の看板、装飾及び広告物等を設けようとするときも前項と同様とする。
- 3 市長は、変更承認をした後でも必要と認めるときは、変更承認を受けた者に対し相当の指示をし、又は変更させ若しくは除去を命ずることができる。
- 4 変更承認又は前項の指示等を受けた者は、工事竣工後市場施設変更工事竣工届（第51号様式）により遅滞なく市長に届出てその検査を受けた後でなければその施設を使用することができない。

（市場施設の損傷届及び修理等）

第80条 条例第62条第1項及び第2項の規定により市場施設について使用の指定又は許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用する市場施設について損傷その他の理由により修正を要する箇所を発見したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があつたとき又は現に使用する市場施設について改修を要すると認めるときは、いつでも工事を施行することができる。
- 3 前項の場合において使用者が工事施行のため損害をこうむることがあつても市長は、その賠償の責を負わないものとする。

（施設の清掃等の義務）

第81条 使用者は、市場施設の清掃について次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）常に市場施設の清掃及び消毒につとめ清潔を保持すること。
- （2）廃棄物は、指定の場所へ搬出すること。
- （3）商品、容器その他の物品は、常にこれを整頓し、通路その他自己の使用場所以外に放置しないこと。
- （4）共通の使用施設については、関係者が共同して清掃を行うこと。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する清掃及び消毒に関してその計画及び費用の分担について指示することができる。

（市場施設の保健衛生に必要な措置の命令等）

第82条 市長は、使用者に対して保健衛生上又は市場内整頓のため必要な措置を命ずることができる。

- 2 市長は、使用者が前条第1項の規定による義務を怠つたとき又は前項の規定による命令に従わないときは自らこれを執行し、その費用を使用者に負担させることができる。

（施設の返還等）

第83条 条例第65条の規定による市長の指定する期間は、15日以内とする。

- 2 条例第65条ただし書の規定により、前項の期間内に市場施設の返還ができないときは、市場施設返還の期限延長申請書（第52号様式）を市長に提出してその期間の延長の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の期間内又は前項の規定により承認を受けた期間内に市場施設を返還しないときは、

使用者は、その返還を完了するまでの使用料相当額を納付しなければならない。

第 8 4 条 削除

(使用料の計算方法)

第 8 5 条 使用面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、これを 1 平方メートルとして計算する。

2 月額による使用料について使用期間が 1 月に満たないときは、日割計算によるものとする。

(使用料の納期限)

第 8 6 条 月を単位として定める使用料は、当該月分を当月の末日までに納付しなければならない。ただし、月の途中において使用を終了するものについては、当該終了の日までに納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、卸売業者市場使用料及び仲卸業者市場使用料（これらのうち卸売金額又は販売金額により計算する部分に限る。）は、当該月分を翌月の末日までに納付しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、使用料の納期限が土曜日又は民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 1 4 2 条に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日を納期限とみなす。

4 市長は、特別の事情があると認める場合は、第 1 項及び第 2 項の規定による納期限を変更することができる。

(電力、ガス、水道等の費用等の負担及び納期限)

第 8 7 条 条例第 6 8 条第 3 項に規定する市長が指定するものは、次に掲げる市場施設における電力、ガス、水道等の費用及びこれらの設備の維持等に要する費用とする。

(1) 卸売場

(2) 低温売場

(3) 仲卸売場

(4) 総合食品センター

(5) 事務所

(6) 倉庫

(7) 買荷保管所

(8) 加工場

(9) 近郊そ菜売場

(10) 冷蔵庫

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長の指定する市場施設

2 前項の費用の額の算定は、計量器によるものとする。この場合において、電力料金にあつては電力会社の供給約款、水道料金にあつては和歌山市水道事業給水条例（昭和 3 6 年条例第 8 号）の規定に従うものとする。

- 3 第1項第10号に掲げる市場施設において条例第68条第3項の規定により使用者が負担することとなる電力の費用の額は、前項の規定により算定した当該市場施設に係る電力料金の額を当該市場施設の床面積（通路の用に供する部分の床面積を除く。）で除して得た額に当該使用者が使用する部分の床面積を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
- 4 前2項の規定により難い費用の額の算定については、別に市長が認定することができる。
- 5 電力及び水道の費用は、当該月分を翌月の末日までに納付しなければならない。ただし、その日が土曜日又は民法第142条に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日を納期限とみなす。

第6章 監督

（検査職員の証明書）

第88条 条例第69条第2項の検査に当たる者の身分を示す証明書は、職員証明書（第53号様式）によるものとする。

（改善措置命令）

第88条の2 条例第70条の規定により、卸売業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる場合は、次の各号のいずれかとする。

- （1）流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が1を下回った場合
- （2）資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が0.1を下回った場合
- （3）連続する3以上の事業年度において経常損失が生じた場合
- （4）その他市長が必要と認める場合

2 条例第70条の規定により、仲卸業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる場合は、次の各号のいずれかとする。

- （1）資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が0.1を下回った場合
- （2）連続する3以上の事業年度において、経常損失が生じた場合
- （3）その他市長が必要と認める場合

3 第1項の財産の状況については、条例第12条の5に規定する事業報告書、前項の財産の状況については、条例第26条に規定する事業報告書をもつて調べるものとする。

第7章 雑則

（卸売業務の代行による報告等）

第89条 卸売業者は、許可の取消しその他行政処分を受け卸売業務を行うことができなくなった場合には、未販売の受託物品について遅滞なく市長に報告しなければならない。

2 卸売業者は、条例第73条第1項の規定により卸売の業務を行うこととなつたときは、すみやかにその旨を販売委託者に通知するものとする。

（公示送達）

第 90 条 住所又は居所が知れないため書類の送達をすることができない場合には、市場内の掲示板にこれを掲示する。この場合において掲示の日から 7 日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

(周知事項)

第 91 条 市長は、次の各号に掲げる場合においては、インターネットを利用し、又は市場内にこれを掲示することにより周知するものとする。その変更があつたときも、同様とする。

- (1) 条例第 5 条第 2 項の規定により休日に臨時に開場し、又は開場日に臨時に休場するとき。
- (2) 条例第 6 条第 1 項ただし書の規定により開場の時間を変更したとき。
- (3) 条例第 36 条第 3 項の規定により売買方法を指示したとき。
- (4) 条例第 50 条第 2 項の規定により売買を差し止めたとき。
- (5) 条例第 51 条第 3 項の規定により物品の売買を差し止め又は撤去を命じたとき。
- (6) 条例第 71 条の規定に基づく処分をしたとき。
- (7) 条例第 7 条第 1 項の規定により卸売の業務を許可したとき、卸売業者が卸売の業務を開始し、休止し、若しくは再開したとき、卸売の業務を停止したとき又はその資格を失つたとき。
- (8) 条例第 19 条第 1 項、条例第 27 条第 1 項及び条例第 30 条第 1 項の規定により仲卸業者、売買参加者及び総合食品センター事業者の業務を許可し、若しくは承認したとき又はこれらの者がその資格を失つたとき。
- (9) 条例第 12 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定により卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けを認可し、又は卸売業者の合併若しくは分割を認可したとき。
- (10) 条例第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定により仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受けを認可し、又は仲卸業者の合併若しくは分割を認可したとき。
- (11) 条例第 24 条第 1 項の規定により仲卸しの業務の相続を認可したとき。
- (12) 市場に関する法令又は条例若しくはこの規則の改正があつたとき。
- (13) 前各号のほか、市長が掲示する必要があると認めたとき。

(帳票等の保存)

第 92 条 卸売業者は、販売原票、売買仕切書については、作成の日から 5 年間保存しなければならない。

2 前項に定める帳票等の保存については、電磁的記録媒体を使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和 49 年 4 月 19 日から施行する。

(和歌山市地方卸売市場業務条例施行規則等の廃止)

2 次の規則等は、廃止する。

- (1) 和歌山市地方卸売市場業務条例施行規則（昭和 31 年規則第 67 号）

(2) 和歌山市地方卸売市場運営委員会条例施行規則（昭和32年規則第47号）

(3) 和歌山市地方卸売市場使用料納付組合規則（昭和33年規則第52号）

- 3 平成21年4月1日から適用する委託手数料の率に対するこの規則の適用については、第72条第2項第2号中「2事業年度分」とあるのは「3事業年度分」と、同条第3項中「毎年7月1日」とあるのは「4月1日」と、第72条の3中「2年」とあるのは「3年3か月」とする。

附 則（昭和49年8月31日）

この規則は、昭和49年9月1日から施行する。

附 則（昭和51年9月1日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年12月22日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年6月3日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年3月27日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年10月17日）

この規則は、昭和61年12月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月31日）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年9月30日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月15日）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年8月22日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年12月22日）

この規則は、平成8年1月1日から施行する。

附 則（平成9年3月27日）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成１３年３月２８日）

この規則は、平成１３年４月１日から施行する。

附 則（平成１７年３月１日）抄

- 1 この規則は、平成１７年３月７日から施行する。

附 則（平成１７年５月２日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成１８年２月１５日）

この規則は、会社法（平成１７年法律第８６号）の施行の日から施行する。ただし、第６０条第１項及び第７５条の改正規定は、公布の日から施行する。

（施行の日＝平成１８年５月１日）

附 則（平成１９年１月１５日）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成２１年１月１３日）

- 1 この規則は、平成２１年４月１日から施行する。
- 2 和歌山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成２１年条例第１号）附則第２項に規定する同条例による改正後の和歌山市中央卸売市場業務条例第５６条第２項の届出及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、この規則による改正後の和歌山市中央卸売市場業務条例施行規則第７２条から第７２条の３までの規定の例により行うことができる。

附 則（平成２１年２月２日）

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平成２１年３月２６日）

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年３月２６日）

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年３月２７日）

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年６月２７日）

この規則は、和歌山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成２６年条例第７４号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成２６年９月１日）

附 則（平成３０年３月２３日）

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（令和元年９月１７日）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年6月11日）

この規則は、令和2年6月21日から施行する。ただし、目次及び第4条第1項の改正規定（「関連事業者」を「総合食品センター事業者」に改める部分に限る。）、第2章第4節の改正規定、第76条の2第3項及び第87条第1項第4号の改正規定並びに第14号様式から第17号様式までの改正規定（第14号様式に係る部分を除く。）は、和歌山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（令和2年条例第21号）附則第1項第2号に定める日から施行する。

（施行の日＝令和2年7月1日）

附 則（令和3年12月15日）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第17条第4項第2号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に作成されたこの規則による改正前の第92条第2項の帳簿類の保存期間は、この規則の施行の日の前日までとする。

附 則（令和7年2月25日）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

休業承認申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

和歌山市中央卸売市場 部卸売業者
部仲卸業者
総合食品センター事業者

氏 名 又 は 名 称
及 び
代 表 者 氏 名 印

次のとおり休業したいので、和歌山市中央卸売市場業務条例施行規則第 4 条の規定により申請します。

休業しようとする日	理 由

和歌山市指令（ ）第 号

上記申請については承認します。

条 件

年 月 日

和歌山市長 印

第1号様式の2（第5条の2関係）

卸売業務許可申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

所在地
名称及び
代表者氏名



次のとおり和歌山市中央卸売市場卸売業務の許可を受けたいので、和歌山市中央卸売市場業務条例
第7条第3項の規定により申請します。

1	ふりがな 名 称	
2	所 在 地	
3	商 号	
4	取扱品目部類	
5	備 考	

第1号様式の3（第5条の3関係）

和歌山市指令（ ）第 号

卸 売 業 務 許 可 書

所 在 地

名 称 及 び

代 表 者 氏 名

和歌山市中央卸売市場業務条例第7条第1項の規定により和歌山市中央卸売市場の
卸売業者として営業することを許可します。

取扱品目部類

年 月 日

和歌山市長



第 1 号様式の 4（第 6 条の 4 関係）

卸売業者事業譲渡し・譲受け認可申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

和歌山市中央卸売市場 部卸売業者

譲渡人 名 称 及 び
代 表 者 氏 名 ㊟

所 在 地
譲受人 名 称 及 び
代 表 者 氏 名 ㊟

次のとおり卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けの認可を受けたいので、和歌山市中央卸売市場業務
条例第 1 2 条の 4 第 3 項の規定により申請します。

事業の譲渡し及び譲 受けに係る取扱品目 の部類	
譲渡し及び譲受け予 定年月日	年 月 日
譲渡し及び譲受けを 必要とする理由	
備考	

第 1 号様式の 5（第 6 条の 4 関係）

卸売業者法人合併認可申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

所 在 地
合併前の法人 名 称 及 び
代 表 者 氏 名 ㊟

所 在 地
合併前の法人 名 称 及 び
代 表 者 氏 名 ㊟

次のとおり法人合併の認可を受けたいので、和歌山市中央卸売市場業務条例第 1 2 条の 4 第 3 項の
規定により申請します。

合併後存続する法人又は合併により設立される法人	所 在 地	
	名 称	
	取 扱 品 目 部 類	
合 併 の 方 法		
合 併 の 条 件		
合 併 の 予 定 年 月 日		年 月 日
合 併 を 必 要 と す る 理 由		
備 考		

第 1 号様式の 6（第 6 条の 4 関係）

卸売業者法人分割認可申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

所 在 地
分割前の法人 名 称 及 び
代 表 者 氏 名



次のとおり卸売業者の事業の分割の認可を受けたいので、和歌山市中央卸売市場業務条例第 1 2 条の 4 第 3 項の規定により申請します。

分割により市場における卸売業務を承継する法人	所 在 地	
	名 称	
	取 扱 品 目 部 類	
分 割 の 方 法		
分 割 の 条 件		
分 割 の 予 定 年 月 日		年 月 日
分 割 を 必 要 と す る 理 由		
備 考		

第2号様式(第7条関係)

せり人登録申請書

年 月 日

和歌山市長 様

和歌山市中央卸売市場 部卸売業者

名称及び代表者氏名 ⑩

次の者をせり人として登録を受けたいので、和歌山市中央卸売市場業務条例第13条第2項の規定により申請します。

氏 名	生年月日	住 所	取扱品目の部類	せり人又はせり人の補助業務についての経験年数

第3号様式（第7条関係）

（表）

登録 号	せり人登録証	写 真
所 属 氏 名	年 月 日生	
上記の者は、和歌山市中央卸売市場業務条例第13条第1項のせり人であることを証明する。		
年 月 日 交付		
和歌山市長		印

90mm

60mm

（裏）

注意事項
1 せりに従事するときは、本証を必ず携帯すること。
2 本証を他人に貸与しないこと。
3 本証を紛失し、損傷し、又は本証の記載事項に変更があつたときは、直ちに届け出ること。
4 登録の取消し、若しくは消除を受けたときは、本証を直ちに返還すること。
5 本証を本来の目的以外に使用しないこと。

第5号様式(第17条関係)

仲 卸 業 務 許 可 申 請 書

年 月 日

和歌山市長 様

住 所
氏名又は名称及
び代表者氏名 

次により和歌山市中央卸売市場仲卸業務の許可を受けたいので、和歌山市中央卸売市場業務条例第19条第3項の規定により申請します。

1 ふ り が な 氏 名 又 は 名 称	
2 住 所	
3 商 号	
4 取 扱 品 目 部 類	
5 備 考	

第6号様式（第18条関係）

和歌山市指令（ ）第 号

仲 卸 業 務 許 可 書

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

和歌山市中央卸売市場業務条例第19条第1項の規定により和歌山市中央卸売市場
の仲卸業者として営業することを許可します。

1 取扱品目部類

2 許可番号 第 号

年 月 日

和歌山市長



第7号様式(第20条関係)

せり参加人承認申請書

年 月 日

和歌山市長 様

和歌山市中央卸売市場 部仲卸業者
売買参加者

氏名又は名称及
び代表者氏名 

次の者をせり参加人としたいので、承認くださるよう、和歌山市中央卸売市場業務条

例施行規則 ^{第20条第2項}
^{第33条第2項}の規定により申請します。

氏 名	住 所	生 年 月 日

第 8 号様式（第 2 4 条関係）

仲卸業者事業譲渡し・譲受け認可申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

和歌山市中央卸売市場 部仲卸業者

譲渡人 氏名又は名称及び
代 表 者 氏 名 ㊟

住所又は所在地
譲受人 氏名又は名称及び
代 表 者 氏 名 ㊟

次のとおり仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受けの認可を受けたいので、和歌山市中央卸売市場業務
条例第 2 3 条第 3 項の規定により申請します。

事業の譲渡し及び譲 受けに係る取扱品目 の部類	
譲渡し及び譲受け予 定年月日	年 月 日
譲渡し及び譲受けを 必要とする理由	
備考	

第9号様式（第24条関係）

仲卸業者法人合併認可申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

住所又は所在地

合併前の法人 氏名又は名称及び
代 表 者 氏 名

印

住所又は所在地

合併前の法人 氏名又は名称及び
代 表 者 氏 名

印

次のとおり法人合併の認可を受けたいので、和歌山市中央卸売市場業務条例第23条第3項の規定により申請します。

合併後存続する法人又は合併により設立される法人	所 在 地	
	名 称	
	取 扱 品 目 部 類	
合 併 の 方 法		
合 併 の 条 件		
合 併 の 予 定 年 月 日		年 月 日
合 併 を 必 要 と す る 理 由		
備 考		

第9号様式の2（第24条関係）

仲卸業者法人分割認可申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

和歌山市中央卸売市場 部仲卸業者

分割前の法人 名 称 及 び
代 表 者 氏 名 ㊟

次のとおり仲卸業者の事業の分割の認可を受けたいので、和歌山市中央卸売市場業務条例第23条第3項の規定により申請します。

分割により市場における仲卸業務を承継する法人	所 在 地	
	名 称	
	取 扱 品 目 部 類	
分 割 の 方 法		
分 割 の 条 件		
分 割 の 予 定 年 月 日		年 月 日
分 割 を 必 要 と す る 理 由		
備 考		

第10号様式(第25条関係)

仲卸業務相続認可申請書

年 月 日

和歌山市長 様

和歌山市中央卸売市場 部仲卸業者

氏名又は名称及び
代 表 者 氏 名 

次のとおり仲卸業務を相続したいので、認可くださるよう、和歌山市中央卸売市場業務条例第24条第4項の規定により申請します。

被相続人	氏 名	
	住 所	
相 続 人	氏 名	
	住 所	
取 扱 品 目 部 類		

第 1 1 号様式（第 2 7 条関係）

店舗番号_____

事 業 報 告 書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

和歌山市中央卸売市場 部仲卸業者

氏名又は名称及び

代 表 者 氏 名

和歌山市中央卸売市場業務条例第 2 6 条の規定により、次のとおり事業報告書を提出します。
（事業年度 年 月 日から 年 月 日まで）

1 事業運営組織

※組織図で示し、これに各部門を担当する職員の氏名、担当業務の概要及び従業員数等を付記すること。

2 役員の略歴等（法人の場合のみ記入）

役名及び職名	氏名 （生年月日及び住所）	職歴	男女 の別	勤務形態の別 （常勤・非常勤）

3 従業員の状況（2の役員を除く。）

区 分	職務内容	人	数
			うち女性
常 勤			
	小 計		
臨 時	小 計		

※常勤の区分に該当する者とは、雇用条件に関係なく継続的に勤務している者及び短時間継続的にパートで勤務している者（兼業業務の従事者を含む。）をいう。

※臨時の区分に該当する者とは、業務の繁忙期に一時的に雇用する者で、常勤者以外の従業員（当該年度において雇用した延日数を当該年度の営業日数（ 日）で除して得た数値の小数点以下を四捨五入して整数で記入すること。）をいう。

※常勤の区分に該当する者は、職務内容ごとに区分して記載すること。

4 大口株主の名簿（上位5位まで）（法人の場合のみ記入）

氏名又は名称	住 所	保有する議決権の数	保有する議決権の割合
			%

5 取扱高及び売上損益（消費税を含む。・除く。）

集計区分	卸売業者からの仕入販売		卸売業者以外からの買付販売		委託販売		合 計	
	金額	販売損益	金額	販売損益	取扱高	委託手数料	金額	販売損益
当期合計 (A)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
前年同期 (B)								
前年同期対比 (A/B)	%	%	%	%	%	%	%	%

※卸売業者とは、本市場の卸売業者をいう。

6 販売先別売上高（消費税を含む。・除く）

集計区分	和歌山市内			和歌山市外			合 計
	一 般 小売店	大規模 小売店	その他	一 般 小売店	大規模 小売店	その他	
金 額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
割 合	%	%	%	%	%	%	100.0 %

※一般小売店とは、専門の小売店又は売場面積（商品を販売するために実際使用している売場面積）が250㎡未満の事業者をいう。

※大規模小売店とは、売場面積が250㎡以上のスーパー又は百貨店、生活協同組合、学校給食や事業所給食（社員食堂等）等の給食を行う事業者、問屋（卸売業者、仲卸業者等）をいう。

※その他とは、上記以外の事業者をいう。

7 販売代金の回収状況（売掛債権の平均回収日数）

	一般小売店	大規模小売店	その他
日 数	日	日	日

※平均回収日数の算出方法：平均回収日数（日）＝売掛債権（売掛金＋受取手形）÷売上高×365日

※即日回収の場合は0日とする。

※添付書類（法人の場合）決算報告書（貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の明細書を含む。）、株主資本等変動計算書、個別注記表及び勘定科目内訳明細書を含む。）

（個人の場合）所得税の申告書一式

第12号様式(第28条関係)

仲卸業者月間売上高報告書(年 月分)

年 月 日

和歌山市長 様

和歌山市中央卸売市場 部仲卸業者

氏名又は名称及び
代 表 者 氏 名 ㊟

次のとおり月間売上高を、和歌山市中央卸売市場業務条例施行規則第28条の規定により報告します。

品 目	産 地	数 量(kg)	金 額(円)	備 考
合 計				

第13号様式(第29条関係)

売 買 参 加 者 承 認 申 請 書

年 月 日

和歌山市長 様

住 所

氏名又は名称及び
代 表 者 氏 名



次により和歌山市中央卸売市場 部売買参加者の承認を受けたいので、和歌山市中央卸売市場業務条例第27条第3項の規定により申請します。

1	ふりがな 氏名又は名称	
2	住 所	
3	商 号	
4	取扱品目部類	
5	備 考	

第 1 4 号様式（第 3 0 条関係）

和歌山市指令（ ）第 号

売 買 参 加 者 承 認 書

住所又は所在地

氏 名 又 は 名 称

及び代表者氏名

和歌山市中央卸売市場業務条例第 2 7 条第 1 項の規定により和歌山市中央卸売市場の売買参加者として承認します。

1 取扱品目部類

2 承認番号 第 号

年 月 日

和歌山市長



第 1 5 号様式（第 3 8 条関係）

総 合 食 品 セ ン タ ー 事 業 者 許 可 申 請 書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

住 所 又 は 所 在 地

氏 名 又 は 名 称 及 び

代 表 者 氏 名



次のとおり和歌山市中央卸売市場総合食品センター事業者の許可を受けたいので、和歌山市中央卸売市場業務条例第 3 0 条第 2 項の規定により申請します。

1	ふ り が な 氏 名 又 は 名 称	
2	住 所	
3	商 号	
4	事 業 の 種 類	
5	事 業 の 内 容	
6	備 考	

第16号様式(第39条関係)

和歌山市指令()第 号

総 合 食 品 セ ン タ ー 事 業 者 許 可 書

住 所 又 は 所 在 地

氏 名 又 は 名 称 及 び

代 表 者 氏 名

和歌山市中央卸売市場業務条例第30条第1項の規定により和歌山市中央卸売市場の総合食品センター事業者として営業することを許可します。

1 業務の内容

2 許 可 番 号 第 号

年 月 日

和歌山市長



第17号様式(第42条関係)

総合食品センター事業者月間事業報告書(年 月分)

年 月 日

(宛先)和歌山市長

氏名又は名称及び

代 表 者 氏 名

⑩

和歌山市中央卸売市場業務条例施行規則第42条の規定により、次のとおり事業報告書を提出します。

品 目	数 量	金 額(円)	備 考

第18号様式(第48条関係)

		年 月 日
入 札 書		
品 名		
数 量		
単 価		
入 札 者 名		
卸 売 業 者 名		
和 歌 山 市 中 央 卸 売 市 場		

第22号様式(第56条関係)

相 対 取 引 承 認 申 請 書

年 月 日

(あて先)和歌山市長

和歌山市中央卸売市場 部卸売業者
名称及び代表者氏名 印

次のとおりせり売り又は入札の方法以外の販売方法によりたいので、和歌山市中央卸売市場業務条例第37条の規定により申請します。

品 目	
産 地 及 び 等 級	
数 量	
出 荷 者	
販 売 方 法	
承 認 申 請 対 象 条 項	条例第36条第2項
せり売り又は入札売りの方法によることが著しく不適當である理由	

和歌山市指令()第 号

上記申請については、承認します。
条件

年 月 日

和歌山市長 印

第24号様式(第58条関係)

仲卸業者等以外の者に対する販売結果届出書

年 月 日

(宛先)和歌山市長

和歌山市中央卸売市場
名称及び代表者氏名
部卸売業者



次のとおり仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしたので、和歌山市中央卸売市場業務条例第40条の規定により届け出ます。

販 売 日	品 名	産 地	数 量	出 荷 者	卸売の相手方

第28号様式(第60条関係)

市 場 外 物 品 卸 売 届 出 書

(宛先)和歌山市長

年 月 日

和歌山市中央卸売市場

部卸売業者

名称及び代表者氏名



次のとおり市場外指定保管場所での売買取引について、和歌山市中央卸売市場業務条例第42条の規定により届け出ます。

販 売 日	品 名	産 地	数 量	出 荷 者	卸 売 の 相 手 方

第33号様式(第63条関係)

受 託 物 品 確 認 申 請 書

年 月 日

(宛先)和歌山市長

和歌山市中央卸売市場
名称及び代表者氏名

部卸売集者



次のとおり受託物品に異状を認めたので、和歌山市中央卸売市場業務条例第46条第1項の確認を受けたいので和歌山市中央卸売市場業務条例施行規則第63条第1項の規定により申請します。

委 託 者 住 所 氏 名		
年 月 日積		車両番号
積 出 地		輸送会社
確 認 申 請 区 分	1 品 名 、 銘 柄	
	2 等 級 又 は 規 格	
	3 総 入 荷 数 量	
	4 損敗又は内容相違の数量	
	5 損敗又は内容相違の程度	
	6 損敗又は内容相違の原因と認められる事項	
	7 到 着 日 時	年 月 日 午 前 後 時 分
	8 備 考	

第34号様式(第63条関係)

受 託 物 品 確 認 証

第 号

年 月 日

和歌山市中央卸売市場 部卸売業者

様

和歌山市長 印

年 月 日付け確認申請のあつた受託物品について、確認した結果次のとおり証明します。

委 託 者 住 所 氏 名		
年 月 日積		
積 出 地		
車両番号		
輸送会社		
確 認 区 分	1 品 名 、 銘 柄	
	2 等 級 又 は 規 格	
	3 総 出 荷 数 量	
	4 損敗又は内容相違の数量	
	5 損敗又は内容相違の程度	
	6 損敗又は内容相違の原因と認められる事項	
	7 到 着 日 時	年 月 日 午 前後 時 分
	8 確 認 日 時 及 び 確 認 者 印	年 月 日 午 前後 時 印
	9 備 考	

第34号様式の2(第63条関係)
電 子 商 取 引 受 託 物 品 確 認 報 告 書

年 月 日

(あて先)和歌山市長

和歌山市中央卸売市場 部卸売業者
名称及び代表者氏名 印

次のとおり受託物品に異状を認めたので、和歌山市中央卸売市場業務条例第46条第2項の規定により確認を受けたいので、報告します。

委 託 者 住 所 氏 名	年 月 日積 積出地	車両番号 輸送会社
品 名、 産 地、 銘 柄		
等 級 又 は 規 格		
総 入 荷 数 量		
損敗又は内容相違の数量		
損敗又は内容相違の程度		
損敗又は内容相違の原因 と 認 め ら れ る 事 項		
到 着 日 時	年 月 日 午 前 後	時 分
到 着 保 管 場 所		
備 考		

※添付書類 写真等

第34号様式の3(第63条関係)

電 子 商 取 引 受 託 物 品 確 認 証

第 号

年 月 日

様

和歌山市長 印

年 月 日付け報告のあつた受託物品について、確認した結果次のとおり証明します。

委 託 者 住 所 氏 名			
年 月 日積		車両番号	
積 出 地		輸送会社	
品 名 、 産 地 、 銘 柄			
等 級 又 は 規 格			
総 出 荷 数 量			
損敗又は内容相違の数量			
損敗又は内容相違の程度			
損敗又は内容相違の原因 と 認 め ら れ る 事 項			
到 着 日 時	年 月 日 午 前後 時 分		
到 着 保 管 場 所			
確 認 日 時 及 者 び 確 認	年 月 日 午 前後 時 分		
確 認 方 法	・ 現品 ・ 写真 ・ 画像		
備 考			

第38号様式(第68条関係)

市場外委託物品販売結果届出書(年 月分)
年 月 日

(宛先)和歌山市長

和歌山市中央卸売市場 部仲卸業者
氏名又は名称及び

代 表 者 氏 名 ㊟

次のとおり物品の販売の委託を引き受けて販売したので和歌山市中央卸売市場業務条例
第48条の規定により届け出ます。

品 名	産地等級 又は規格	委託数量	販売数量	販売金額 (取扱高)	委託手数料	販売終了 年 月 日

第39号様式(第68条の2関係)

市場外買付物品販売結果届出書

年 月 日

(宛先)和歌山市長

和歌山市中央卸売市場 部仲卸業者
氏名又は名称及び

代 表 者 氏 名 ㊟

次のとおり市場の卸売業者以外の者から物品を買い入れて販売したので和歌山市中央卸売市場業務条例第49条の規定により届け出ます。

品 名	産地等級又は規格	買入れ数量	販売数量	販売金額	販売終了年月日

第40号様式(第69条関係)

卸売予定数量等報告書

年 月 日

(あて先)和歌山市長

和歌山市中央卸売市場 部卸売業者

名称及び代表者名 

次のとおり卸売予定数量等について、和歌山市中央卸売市場業務条例第52条第1項の規定により報告します。

品 名	産 地	単 位	数 量	売買取引方法

第41号様式(第69条関係)

取 扱 高 報 告 書 (日 報)

年 月 日

(あて先)和歌山市長

和歌山市中央卸売市場 部卸売業者

名称及び代表者氏名 ㊞

次のとおり卸売物品について、和歌山市中央卸売市場業務条例第52条第2項の規定により報告します。

品 名	産 地	等 級	出荷者	数 量	金 額	委託買付 の別	せり相対 等の別	卸 売 価 格		
								高 値	中 値	安 値

第43号様式(第70条関係)

和歌山市中央卸売市場日報										年		月		日(曜日)		天候		第		号	
種 類 別			重 量			市 況															
野 菜																					
果 実																					
生 鮮 水 産 物																					
加 工 水 産 物																					
野 菜 (価格は1kg当たり)										生 鮮 水 産 物 (価格は1kg当たり)											
品 目	産 地	重 量	高 値	中 値	安 値	売 買 取 引 方 法	品 目	産 地	重 量	高 値	中 値	安 値	売 買 取 引 方 法								
果 実							加 工 水 産 物(塩干・冷凍) (価格は1kg当たり)														
品 目	産 地	重 量	高 値	中 値	安 値	売 買 取 引 方 法	品 目	産 地	重 量	高 値	中 値	安 値	売 買 取 引 方 法								

第44号様式(第72条関係)

委託手数料率届出書

年 月 日

(あて先)和歌山市長

和歌山市中央卸売市場 部卸売業者
名称及び代表者氏名 印

次のとおり委託手数料の率について、和歌山市中央卸売市場業務条例第56条第2項の規定により届け出ます。

届 出 品 目		委託手数料の率	
届 出 理 由			
適 用 開 始 日			
周 知 方 法			
添 付 書 類			

第45号様式(第73条関係)

売買仕切金前渡し等報告書

年 月 日

(宛先)和歌山市長

和歌山市中央卸売市場
部卸売業者
名称及び代表者氏名



次のとおり出荷者に対して { 売買仕切金を前渡し
仕切金の支払を担保とする保証金を差し入れ } したので、和歌山市中
出荷を誘引するための資金を貸付け

中央卸売市場業務条例第57条第1項の規定により報告します。

出荷者の氏名又は名称	
出荷者の住所地 又は所在地	
支出の理由	
支出金額	
支出限度又は率	
支出期日又は期間	
決済の方法	
決済の期日	
備考	

第46号様式(第73条関係)

出荷奨励金交付報告書

年 月 日

(宛先)和歌山市長

和歌山市中央卸売市場

部卸売業者

名称及び代表者氏名



次のとおり出荷奨励金を交付したので、和歌山市中央卸売市場業務条例第58条第1項の規定により報告します。

出荷者の名称又は氏名	
出荷者の住所 又は所在地	
交付の理由	
交付金額	
交付率又は限度	
交付期日又は期間	
備考	

第48号様式(第76条関係)

完納奨励金交付報告書

年 月 日

(宛先)和歌山市長

和歌山市中央卸売市場 部卸売業者
名称及び代表者氏名



次のとおり売渡代金の完納を奨励するため完納奨励金を交付したので和歌山市中央卸売市場業務条例第61条第1項の規定により報告します。

相手方の氏名又は名称	
相手方の住所又は所在地	
交付理由	
交付金額	
交付率又は限度	
交付期日又は期間	
備考	

第48号様式の2(第76条の2関係)

卸売業者品質管理責任者届出書

年 月 日

(宛先)和歌山市長

和歌山市中央卸売市場
名称及び代表者氏名

部卸売業者



次のとおり品質管理の責任者を選任したので、和歌山市中央卸売市場業務条例第61条の2第1項の規定により届け出ます。

責任者氏名					
職名					
品質管理主要品目					
管理場所					

第48号様式の3(第76条の2関係)

仲卸業者品質管理責任者届出書

年 月 日

(宛先)和歌山市長

和歌山市中央卸売市場
名称及び代表者氏名

部仲卸業者



次のとおり品質管理の責任者を選任したので、和歌山市中央卸売市場業務条例第61条の2第2項の規定により届け出ます。

責 任 者 氏 名	
職 名	
品 質 管 理 主 要 品 目	
管 理 場 所	・店 舗 内 ・そ の 他()

第49号様式(第77条関係)

市場施設使用指定申請書
許可

年 月 日

和歌山市長 様

住 所
業 種
氏名又は名称及び
代表者氏名 印

次のとおり市場施設を使用したいので指定許可くださるよう和歌山市中央卸売市場業務条例施行規則第77条第1項の規定により申請します。

1 使用目的	
2 施設の種類	
3 使用面積	
4 使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 備考	

和歌山市指令()第 号

上記申請については指定許可します。

条 件

年 月 日

和歌山市長 印

第50号様式(第79条関係)

市場施設変更工事承認申請書

年 月 日

和歌山市長 様

住 所

業 種

氏名又は名称

及び代表者氏名 印

次のとおり市場施設の原状変更をしたいので、承認くださるよう、和歌山市中央卸売市場業務条例施行規則第79条第1項の規定により申請します。

1 対 象 施 設	
2 変 更 理 由	
3 変 更 の 内 容	
4 工事予定期間	
5 使用開始日	
6 備 考	

※ 添付書類 設計図面 2部 費用見積書 2部

和歌山市指令()第 号

上記申請については、承認します。

条 件

年 月 日

和歌山市長 印

第51号様式(第79条関係)

市場施設変更工事竣工届

年 月 日

和歌山市長 様

住 所

業 種

氏名又は名称

及び代表者氏名



さきに 年 月 日付け和歌山市指令()第 号の承認を得ました市場施設の変更工事が次のとおり竣工したので、和歌山市中央卸売市場業務条例施行規則第79条第4項の規定により届け出ます。

1 工 事 名	
2 着 工 年 月 日	年 月 日
3 竣 工 年 月 日	年 月 日
4 工 事 費	
5 使用開始予定年月日	年 月 日
6 備 考	

第52号様式(第83条関係)

市場施設返還の期限延長承認申請書

年 月 日

和歌山市長 様

住 所
業 種
氏名又は名称
及び代表者氏名 

次のとおり市場施設の返還の延長を承認くださるよう申請します。

返 還 日	年 月 日
返 還 の 延 長 期 限	年 月 日まで
返還を延長する理由	

第53号様式(第88条関係)

職 員 証 明 書		第	号	
職及び氏名		年	月	日生
上記の者は、和歌山市中央卸売市場業務条例第69条第1項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。				
押 スタ ンプ	年	月	日	
	和歌山市長			印

和歌山市中央卸売市場業務条例(抜粋)

第69条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者又は総合食品センター事業者に対し、その業務若しくは財産に関し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、その事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪検査のために認められたものと解してはならない。

図第1号

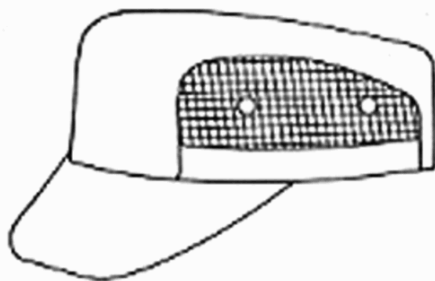
せり人の記章



材 質	プラスチック	
直 径	80mm	
地 色	白 色	
市 章	}	黒 色
文 字		
数 字		
外 縁		

図第 2 号

せり人、仲卸業者、売買参加者及びせり参加人の帽子



形 ゴルフ帽その他これに類するもの
色 紺色その他これに類するもの

図第3号

仲卸業者及びそのせり参加人の記章



材 質	プラスチック
大きさ	60mm×100mm
色	地 色
	青果部 黄 色
	水産物部 白 色
	市 章
	文 字 黒 色
	数 字
その他	せり参加人の記章については、数字の末尾に枝番号を入れる。

図第4号

売買参加者及びそのせり参加人記章



材 質	プラスチック
大きさ	60mm×100mm
色	地 色
	青果部 黄 色
	水産物部 白 色
	市 章
	文 字 } 赤 色
	数 字 }
その他	せり参加人の記章については、数字の末尾に枝番号を入れる。

第 1 号様式（第 4 条関係）
第 1 号様式の 2（第 5 条の 2 関係）
第 1 号様式の 3（第 5 条の 3 関係）
第 1 号様式の 4（第 6 条の 4 関係）
第 1 号様式の 5（第 6 条の 4 関係）
第 1 号様式の 6（第 6 条の 4 関係）
第 2 号様式（第 7 条関係）
第 3 号様式（第 7 条関係）
第 4 号様式 削除
第 5 号様式（第 1 7 条関係）
第 6 号様式（第 1 8 条関係）
第 7 号様式（第 2 0 条関係）
第 8 号様式（第 2 4 条関係）
第 9 号様式（第 2 4 条関係）
第 9 号様式の 2（第 2 4 条関係）
第 1 0 号様式（第 2 5 条関係）
第 1 1 号様式（第 2 7 条関係）
第 1 2 号様式（第 2 8 条関係）
第 1 3 号様式（第 2 9 条関係）
第 1 4 号様式（第 3 0 条関係）
第 1 5 号様式（第 3 8 条関係）
第 1 6 号様式（第 3 9 条関係）
第 1 7 号様式（第 4 2 条関係）
第 1 8 号様式（第 4 8 条関係）
第 1 9 号様式から第 2 1 号様式まで 削除
第 2 2 号様式（第 5 6 条関係）
第 2 3 号様式 削除
第 2 4 号様式（第 5 8 条関係）
第 2 5 号様式 削除
第 2 6 号様式 削除
第 2 7 号様式 削除
第 2 8 号様式（第 6 0 条関係）
第 2 9 号様式から第 3 2 号様式まで 削除
第 3 3 号様式（第 6 3 条関係）

第 3 4 号様式（第 6 3 条関係）
第 3 4 号様式の 2（第 6 3 条関係）
第 3 4 号様式の 3（第 6 3 条関係）
第 3 5 号様式から第 3 7 号様式まで 削除
第 3 8 号様式（第 6 8 条関係）
第 3 9 号様式（第 6 8 条の 2 関係）
第 4 0 号様式（第 6 9 条関係）
第 4 1 号様式（第 6 9 条関係）
第 4 2 号様式 削除
第 4 3 号様式（第 7 0 条関係）
第 4 4 号様式（第 7 2 条関係）
第 4 5 号様式（第 7 3 条関係）
第 4 6 号様式（第 7 3 条関係）
第 4 7 号様式 削除
第 4 8 号様式（第 7 6 条関係）
第 4 8 号様式の 2（第 7 6 条の 2 関係）
第 4 8 号様式の 3（第 7 6 条の 2 関係）
第 4 9 号様式（第 7 7 条関係）
第 5 0 号様式（第 7 9 条関係）
第 5 1 号様式（第 7 9 条関係）
第 5 2 号様式（第 8 3 条関係）
第 5 3 号様式（第 8 8 条関係）
図第 1 号
図第 2 号
図第 3 号
図第 4 号